

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.002

処 分 名	防火対象物の使用禁止、停止又は制限の命令
処 分 の 概 要	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、消防法の規程により命ぜられた必要な措置の履行状況又は消防法の規程による命令によっても、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合は防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第5条の2第1項
処 分 基 準	<p>◎防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、消防法令により命ぜられた必要な措置の履行状況又は消防法令による命令によっても、引き続き次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・火災の予防に危険であると認めること。・消火、避難その他の消防の活動の支障となると認めること。・火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認めること。 <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに、具体的な火災発生の危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

■消防法

第5条の2第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

- 一 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合
- 二 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合